

# 柏市上下水道局水道工務課 土木工事施工管理基準

平成20年4月1日制定

この土木工事施工管理基準(以下「管理基準」という。)は、柏市上下水道局水道工務課標準仕様書に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

## 1 目的

この管理基準は、水道管布設工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の図ることを目的とする。

## 2 適用

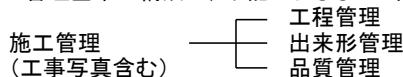
この管理基準は、柏市上下水道局水道工務課が実施する配水管新設工事・配水管改良工事を請負により施工する場合に適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物は除くものとする。

この管理基準に定めていない事項については、千葉県土木工事施工管理基準を準用するものとする。  
また、工事の種類、規模、施工条件により、この管理基準及び千葉県土木工事施工管理基準によりがたい場合は、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

特に、国道・県道の場合は、道路管理者と協議の上、管理基準を定めるものとする。

## 3 構成

管理基準の構成は、下記によるものとする。



## 4 管理の実施

(1) 受注者は、工事施工前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

(2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

(3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかなに実施しなければならない。

(4) 受注者は測定(試験)等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

## 5 管理項目及び方法

### (1) 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式(ネットワーク(PERT)又はバーチャート方式など)により作成した実施工程表により行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

### (2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し、管理するものとする。但し、測定数が5点未満の場合は出来形成果表のみとし、出来形図の作成は不要とする。

### (3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表(ヒストグラム、X-R、X-Rs-Rmなど)作成するものとする。但し、測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。

## 6 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値はすべて規格値を満足しなければならない。

## 7 その他

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(柏市上下水道局水道工務課)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

## 附則

平成20年4月1日 制定

平成21年4月1日 改定

平成22年4月1日 改定

平成24年4月1日 改定

平成25年4月1日 改定

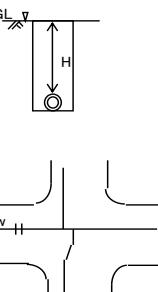
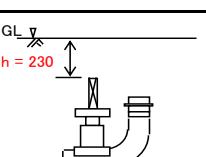
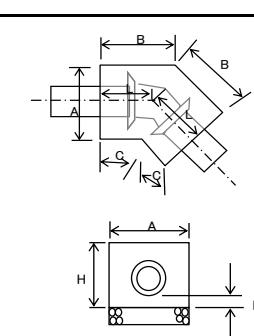
平成31年4月1日 改定

令和1年9月1日 改定

令和4年4月1日 改訂

令和6年5月7日 改定

柏市 出来形管理基準(管路編)(R6.5~)

工種	工種細目	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所
管布設工 (開削工)	管布設	土被り H	± 30	延長40mごとに1箇所の割合で測定する。 路線ごとに測定する。	
		占用位置 W	± 30		
		延長 L 呼び径350以下	100m未満 ± 90 100m以上 ± L / 1000		
仕切弁設置工	基礎工 碎石基礎工	延長 L 呼び径400以上	500m未満 ± 100 500m以上 ± 200	路線ごとに測定する。	
		幅 b	-50	設置箇所毎に測定する。 スピンドルが中心になるよう据付られていること。 鉄蓋と路面の段差がないこと。 (路面とのすり付け勾配1%以内)	
	厚さ t	-30			
	仕切弁筐設置工	据付位置			
消火栓・排水栓・空気弁設置工	基礎工 碎石基礎工	鉄蓋据付	± 0		
		幅 b	-50	施工箇所毎に測定する。	
	設置工	厚さ t	-30	施工箇所毎に測定する。	
管防護工	基礎工 碎石基礎	スピンドルと路面との距離 h	± 30	施工箇所毎に測定する。	
		鉄蓋据付	± 0	鉄蓋と路面の段差がないこと。 (路面とのすり付け勾配1%以内)	
	コンクリート工	コンクリート断面 A,B,C,L,H 管下高h	0 ~ + 30 ± 50	施工箇所毎に測定する。	

※規格値・測定基準・測定箇所については千葉県土木工事施工管理基準を適用する。

工種	工種細目	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	規格根拠
アスファルト舗装工	下層路盤工	基準高 厚さ 幅				千葉県土木基準 共通編3-2-6-7-1 一般舗装工
	上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚さ 幅				千葉県土木基準 共通編3-2-6-7-2 →4一般舗装工
	上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工)	厚さ 幅				
	上層路盤工 (加熱As安定処理工)	厚さ 幅				
	基層工	厚さ 幅				千葉県土木基準 共通編3-2-6-7-5 →6 一般舗装工
	表層工	厚さ 幅 平坦性				
歩道舗装工	路盤工	基準高 厚さ 幅				千葉県土木基準 道路編10-2-4 舗 装工
	表層工	厚さ 幅				
	フィルター層	基準高 幅 厚さ				

品質管理基準

※路盤工・アスファルト舗装の規格値・試験基準については、千葉県土木工事品質管理基準を適用する。

工種	種別	区分	試験項目	規格値	試験基準	規格根拠
管路埋戻工			土研式貫入試験 (埋戻し材料:改良土)	15回/10cm以上	延長40mに対し1回。 試験方法は、舗装試験方法便覧による。	
管継手工(GX形・NS形)			GX形及びNS形ダクタイル鉄管接合要領書(日本ダクタイル鉄管協会発行)並びに、継手チェックシート(日本ダクタイル鉄管協会発行)による。	同左	継手部全箇所について、継手チェックシート(GX形及びNS形)に記入のこと。	
管継手工(ポリエチレン形)			施工マニュアル(配水用ポリエチレンパイプシステム協会発行)並びにEFソケット・EFサドル チェックシートによる。	同左	継手部全箇所(サドル含む)について、EFソケット・EFサドル チェックシートに記入のこと。	
下層路盤工	材料	必須	修正CBR試験 骨材のふるい分け試験 土の液性限界・塑性限界試験 鉄鋼スラグの水浸膨張性試験			千葉県土木工事品質管理基準 10 下層路盤工
		その他	道路用スラグの呈色判定試験 粗骨材のすりへり試験			
	施工	必須	現場密度の測定			
		その他	平板載荷試験 骨材のふるい分け試験 土の液性限界・塑性限界試験 含水比試験			
上層路盤工	材料	必須	修正CBR試験 鉄鋼スラグの修正CBR試験 骨材のふるい分け試験 土の液性限界・塑性限界試験 鉄鋼スラグの呈色判定試験 鉄鋼スラグの水浸膨張性試験 鉄鋼スラグの一軸圧縮試験 鉄鋼スラグの単位容積質量試験			千葉県土木工事品質管理基準 11 上層路盤工
		その他	粗骨材のすりへり試験 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験			
	施工	必須	現場密度の測定 粒度(2.36mm)ふるい 粒度(75μm)ふるい			
		その他	平板載荷試験 土の液性限界・塑性限界試験 含水比試験			
アスファルト安定処理路盤 セメント安定処理路盤						千葉県土木工事品質管理基準 12.13
アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験 骨材の密度及び吸水率試験 骨材中の粘土塊量の試験 粗骨材の形状試験 フィラーの粒度試験 フィラーの水分試験			千葉県土木工事品質管理基準 14 アスファルト舗装
		その他	フィラーの塑性指数試験 以下省略			
	プラント	必須	粒度(2.36mm)ふるい 粒度(75μm)ふるい アスファルト量抽出粒度分析試験 温度測定 アスファルト・骨材・混合物			
	舗設現場	必須	現場密度の測定 温度測定(初期締固め前) 外観検査(混合物)			
		その他	すべり抵抗試験			
排水性舗装工・透水性舗装工						千葉県土木工事品質管理基準 35 排水性・透水性舗装